

2024（令和6）年9月30日、「責任準備金の算定方法」を議題として労災保険財政懇談会を開催。懇談会で出た主な意見は以下のとおり。

- 内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」による経済見通しや、財政融資資金に預託している預託金利から設定した責任準備金の賃金上昇率 1.7%や運用利回り 1.12%は、おおむね問題はない。
- 厚生年金の給付は、マクロ経済スライドや物価スライドといった労災保険制度のスライドとは異なる仕組みを有することから、今後、責任準備金の算出方法を見直す際には、厚生年金との併給調整の影響を考慮することの是非について検討項目に加えること。
- 近年、高齢者の就労や外国人労働者が増えてきており、労働災害の性質が変化してくる可能性がある。将来を見通す責任準備金の算出等には、都度の傾向を捉えておくことが非常に重要。
- 責任準備金の算定に用いる残存表では、年金を支給する事由が生じた日から起算して受給権を失うまでの残存実績等から残存表を作成しているが、年金受給者の高齢化が考えられることから、年齢別の死亡傾向を残存表に反映することも考えられる。